# 家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3872　農林水産省消費･安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課　2025. 10. 6



・クウェート向け日本産牛肉の輸出解禁について…… 297

・いわて門崎丑牧場有限会社における牛トレーサビリティ法の違反に対する措置について…… 298

・動物用医薬品副作用報告（令和７年８月）…… 299

・第65回全国家畜保健衛生業績発表会演題（千葉県）…… 300

・家畜衛生レポート（山形県）…… 302


## ☆クウェート向け日本産牛肉の輸出解禁について
（令和７年９月25日付けプレスリリース）

**○日本産牛肉をクウェートに輸出できるようになりました。**

農林水産省と厚生労働省は、クウェート当局と日本産牛肉の輸出条件について合意しました。今後、輸出条件を満たすことが確認できた施設から順次輸出が開始されます。

### １．概要

農林水産省は厚生労働省と連携し、クウェート当局との間で日本産牛肉の輸出解禁のための協議を進めてきました。その結果、日本産牛肉の輸出条件及び輸出検疫証明書様式に合意しました。

なお、クウェート政府は、輸出牛肉取扱施設について、

（１）湾岸協力理事会（GCC）加盟国向けとして認定されていること

（２）特定のハラールと畜証明書発行機関によるハラール認証を受けていること

を課していることから、厚生労働省がこれらの要件を満たすことを確認の上、クウェート当局に通知した施設から、順次輸出が可能となります。

### ２．主な輸出条件

日本が、牛海綿状脳症に関して国際獣疫事務局（WOAH）によって無視できるリスク国に認定されており、WOAHが推奨するサーベイランスプログラムを維持していること。

日本が、口蹄疫に関してWOAHによってワクチン非接種清浄国に認定されていること。

湾岸承認センター（GAC）及び湾岸協力理事会（GCC）加盟国１か国の政府当局により認定されたハラールと畜証明書発行機関又はGCC加盟国のうち２か国の政府当局に認定されたハラールと畜証明書発行機関が発行するハラールと畜証明書が添付されていること。

輸出条件（動物検疫所ホームページ）
https://www.maff.go.jp/aqs/hou/exguuteirui2.html

輸出牛肉の取扱要綱（農林水産省ホームページ）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html

湾岸協力理事会（GCC）概要（外務省ホームページ）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page23_000547.html

## ☆いわて門崎丑牧場有限会社における牛トレーサビリティ法の違反に対する措置について

（令和７年９月26日付けプレスリリース）

**〇岩手県内の牛の管理者に対し、牛トレーサビリティ法に基づく催告及び指導を行いました。**

農林水産省は、いわて門崎丑牧場有限会社（岩手県一関市藤沢町西口字東立石273番地２。法人番号8400502001646。以下「いわて門崎丑牧場」という。）が牛トレーサビリティ法で定められている、適正な耳標の装着及び届出の義務に違反していることを確認しました。

このため、本日、いわて門崎丑牧場に対し、牛トレーサビリティ法に基づく催告及び指導を行いました。

### １．経過

農林水産省東北農政局は、令和７年２月18日（火曜日）から７月16日（水曜日）までの間、牛の管理者であるいわて門崎丑牧場に対し、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「牛トレーサビリティ法」という。）第19条第１項（別紙参照）に基づく立入検査を実施しました。

この結果、次の行為を確認しました。

（１）耳標の未装着37頭（法第９条２項違反）
（２）耳標の誤装着 1頭（法第９条３項違反）
（３）他の牛の耳標を装着した疑いがあり、個体識別を困難にする行為 9頭（法第10条１項違反）
（４）譲渡し及び譲受けの未届 220頭（法第11条１項及び２項違反）
（５）死亡の未届 2頭（法第13条１項違反）

### ２．措置

いわて門崎丑牧場が行った行為は、牛トレーサビリティ法第９条第２項及び第３項、第10条第１項、第11条並びに第13条第１項（別紙参照）に違反するため、農林水産省は当該管理者に対し法第５条第１項の規定に基づき、催告及び指導を行いました。

### ３．催告及び指導の内容

（１）貴農場の全ての飼養牛について、直ちに届出状況の確認を行い、適正な届出がなされていない牛については、速やかに適正な届出を行うこと。
（２）今般、不適正な耳標の装着や届出等を行った主な原因として、牛トレーサビリティ制度に対する認識及び法令遵守に対する意識の欠如並びに、不適正な耳標の装着や届出等を防止するためのチェック体制及び牛の管理の不備が考えられることから、これらの事項について、究明・分析を行うこと。
（３）（２）の結果を踏まえ、耳標の適正な装着や届出等に関する責任の所在を明確にするとともに、確実なチェックが可能な管理体制及び牛の管理のための帳票類の整備等、再発防止策を実施すること。
（４）貴農場の全ての従業員に対して、牛トレーサビリティ制度について周知するとともに、その遵守を徹底させること。
（５）（１）から（４）までに基づき講じた措置及び改善状況について、令和７年10月27日までに、農林水産大臣宛てに報告書を提出すること。

### ４．参考

本件について、農林水産省東北農政局でも同様のプレスリリースを行っております。

### ５．添付資料

別紙
牛トレーサビリティ法参照条文（PDF : 205KB）
https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/tikusui/attach/pdf/250926-2.pdf
参考
いわて門崎丑牧場有限会社について（PDF : 176KB）
https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/tikusui/attach/pdf/250926-1.pdf

## ☆動物用医薬品副作用報告（令和７年８月）　(1/2)

**産業動物における動物用医薬品副作用に関する報告（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10）**

| 製品名 | “京都微研”牛異常産４種混合不活化ワクチン | “京都微研”キャトルバクト３ | チルモベット300注射液 |
|---|---|---|---|
| 製造販売業者名 | 株式会社微生物化学研究所 | 株式会社微生物化学研究所 | Huvepharma Japan株式会社 |
| 動物種 | 牛 | 牛 | 牛 |
| 発現動物数/投与動物数 | １／１ | ３／５ | １／10 |
| 性 | メス | 混在 | オス |
| 年齢 | 不明 | １カ月 | ８カ月 |
| 投与前の健康状態 | 普通 | 普通 | 良好 |
| 以前の使用歴 | なし | あり | なし |
| 以前使用時の副作用の有無 | なし | なし | なし |
| 投与量 | 2mL | 2mL | 10mL |
| 投与方法 | 筋肉内注射 | 筋肉内注射 | 皮下注射 |
| 投与日 | R7.4.30 | R7.6.9 | R7.7.21 |
| 副作用発現日 | R7.5.1 | R7.7上旬 | R7.7.21 |
| 副作用の種類 | 流産 | 注射部位腫脹、注射部位炎症 | アナフィラキシー |
| 治療の有無 | － | 治療 | 無処置 |
| 転帰 | 回復 | 進行中 | 死亡 |
| 担当獣医師による評価 | 因果関係がある。 | 因果関係がある。 | 因果関係がある。 |
| 製造販売業者による評価 | 流産胎子の検査では特段の所見はなく、少なくとも感染症の可能性は低いと推察された。注射の翌日の流産で時間的な関連性が認められるため、本剤が何らかのきっかけになった可能性は否定できないと考え、因果関係がないとはいえないと判断する。 | 本剤を接種してひと月後に大きな腫脹や穿孔がみられたという事例の情報はこれまで収集していない。本剤を接種していない同居牛には同様の症状は認められていないとのことで、ワクチン接種が何らかの引き金になった可能性を否定することはできないものの、発現時期が不明で、他に情報もないため、因果関係を判断することは困難である。 | 本剤の先発品であるミコチル300注射液で報告されている牛におけるアナフィラキシーショックが疑われる複数の報告と、症状および発現時間が類似していることから、薬剤投与によるアナフィラキシー ショックの可能性が高いと考えられる。<br>本事例は本剤のみで発現していること、その発現時間と症状およびこれまでの集積された安全情報から因果関係を「因果関係がある可能性がある」と評価した。 |

## ☆動物用医薬品副作用報告　(2/2)

**産業動物における動物用医薬品副作用に関する報告（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10）**

| | |
|---|---|
| 製品名 | 動物用プロナルゴンＦ注射液 |
| 製造販売業者名 | ゾエティス・ジャパン株式会社 |
| 動物種 | 豚 |
| 発現動物数/投与動物数 | １／１ |
| 性 | オス |
| 年齢 | 不明 |
| 投与前の健康状態 | 不明 |
| 以前の使用歴 | なし |
| 以前使用時の副作用の有無 | なし |
| 投与量 | 2mL |
| 投与方法 | 筋肉内注射 |
| 投与日 | R7.7.27 |
| 副作用発現日 | R7.7.27 |
| 副作用の種類 | 痙攣、発見時死亡 |
| 治療の有無 | 無処置 |
| 転帰 | 死亡 |
| 担当獣医師による評価 | 因果関係がある可能性は低い。 |
| 製造販売業者による評価 | 本事例は、種雄豚を乗駕欲向上のために動物用プロナルゴンＦ注射液を2mL投与し、投与直後に痙攣、翌朝に死亡を確認した事例である。雄豚への乗駕欲向上を目的とした使用方法は効能外使用にあたるが、諸外国の文献では公表されている使用法である。投与直後の痙攣を含めて平滑筋収縮作用が影響を及ぼした可能性は否定できないが、死亡にまで至るケースは極めて稀であり他の要因も考慮に入れる必要があることから、因果関係は不明と判定する。 |

## ☆第65回全国家畜保健衛生業績発表会演題（千葉県）

千葉県東部家畜保健衛生所
濱田恭平

### 令和２年度及び令和４年度に管内で連続発生したHPAIの防疫対応の比較と今後の取組

#### １．はじめに

令和４年度、本県では４市町、６農場でHPAIが発生し、約62万羽の殺処分が行われた（図１）。そのうち、３農場（A、B、C）は密集地域であり、１月22日から１月28日にかけて連続発生した。この３農場は、令和２年度にもHPAIが発生した農場だった。今回は、この３農場に焦点を当て、令和２年度と令和４年度の防疫対応の比較および今後の取組について報告する。

| | 発生日 | 発生場所 | 種類 |
|---|---|---|---|
| 1例目 | R4.11.26 | 香取市 | あいがも |
| 2例目 | R5. 1.03 | 旭市 | 採卵鶏 |
| 3例目 | 1.22 | 匝瑳市(A農場) | 採卵鶏 |
| 4例目 | 1.27 | 匝瑳市(B農場) | 採卵鶏 |
| 5例目 | 1.28 | 匝瑳市(C農場) | 採卵鶏 |
| 6例目 | 2.10 | 横芝光町 | あひる |

・4市町6農場　約62万羽の殺処分
・うち3農場は密集地域で連続発生し、R2年度にも発生

図１　令和４年度の県内HPAI発生事例

#### ２．発生の状況

**１）農場の状況**

各農場は採卵鶏を10万羽以上飼養する大規模農場であり、鶏舎構造は、A農場はセミウィンドウレス鶏舎、BとC農場はウィンドウレス鶏舎である（表１）。

表１　農場概要

| | A農場 | | B農場 | | C農場 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | R2 | R4 | R2 | R4 | R2 | R4 |
| 事例 | 5例目 | 3例目 | 10例目 | 4例目 | 8例目 | 5例目 |
| 所在地 | 匝瑳市 | | 匝瑳市 | | 匝瑳市 | |
| 種類・用途 | 採卵鶏 | | 採卵鶏 | | 採卵鶏 | |
| 殺処分羽数 | 165,126<br>関連7,190 | 138,184 | 276,398 | 233,167 | 255,659 | 241,525 |
| 鶏舎構造 | セミウィンドウレス<br>高床式開放 | セミウィンドウレス | ウィンドウレス | | ウィンドウレス | |
| 通報日 | R3.2.4 | R5.1.21 | R3.2.10 | R5.1.26 | R3.2.7 | R5.1.27 |
| 通報理由 | 死亡羽数増加 | | 死亡羽数増加 | | 死亡羽数増加 | |
| 疑似患畜判定 | R3.2.4 | R5.1.22 | R3.2.11 | R5.1.27 | R3.2.8 | R5.1.28 |

農場は養鶏密集地域にあり、水田に囲まれている（図２）。直線距離2km以内のところに調整池があり、令和２年度には野鳥の糞からHPAIウイルスが検出された。

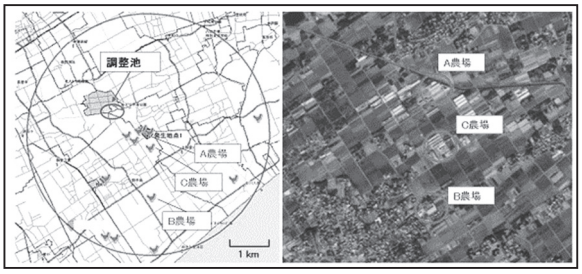


図２　農場の立地

**２）飼養衛生管理**

令和２年度のHPAI発生後、各農場は鶏舎外の集卵ベルトへのネット設置や、壁の小さな隙間の補修等、飼養衛生管理の改善に取り組んだ（図３）。令和４年度における国の疫学調査では、Ａ農場とＣ農場において防鳥ネットの破損や鶏舎の壁の隙間が一部見られたという指摘はあったものの、各農場とも大きな指摘事項はなく、令和２年度からの改善が見られた。

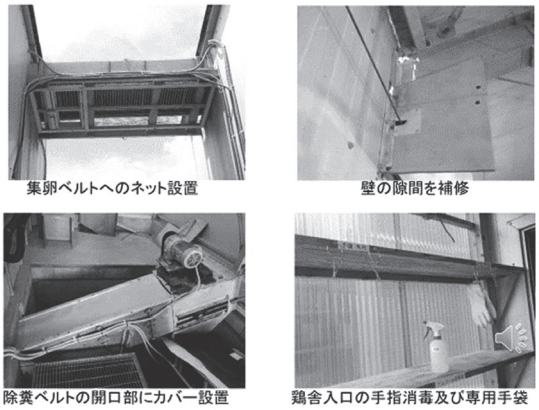


図３　飼養衛生管理の改善

## ３．発生から防疫措置完了までの経過

各農場のHPAI発生から防疫措置完了までの経過について、令和２年度と令和４年度を比較すると、Ａ農場は33日間から９日間、Ｂ農場は47日間から16日間、Ｃ農場は50日間から15日間へと日数が短縮され、令和４年度は令和２年度と比べて迅速に防疫措置を完了することができた（表２）。これは、令和２年度の発生後、防疫作業の課題点の整理に取り組んだことへの効果が表れたものと考えられる。

表２　防疫作業の概要

| 事例 | A農場 | | B農場 | | C農場 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | R2 | R4 | R2 | R4 | R2 | R4 |
| 殺処分羽数（速報値） | 165,126<br>関連7,190 | 138,184 | 276,398 | 233,167 | 255,659 | 241,525 |
| 防疫措置開始日 | R3.2.4 | R5.1.22 | R3.2.11 | R5.1.27 | R3.2.8 | R5.1.28 |
| 殺処分終了日 | R3.2.7<br>R3.2.17 | R5.1.25 | R3.2.18 | R5.2.2 | R3.2.18 | R5.1.31 |
| 防疫措置完了日 | R3.3.8 | R5.1.30 | R3.3.29 | R5.2.11 | R3.3.29 | R5.2.11 |
| 発生から防疫措置完了までの日数 | 33日 | 9日 | 47日 | 16日 | 50日 | 15日 |
| 自衛隊派遣 | 無 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 処分方法 | 焼却 | 埋却<br>焼却 | 埋却<br>焼却 | 埋却<br>焼却 | 埋却<br>焼却 | 埋却<br>焼却 |

## ４．令和２年度の課題点とその取組

令和２年度の防疫作業の主な課題は大きく２つある。１つ目は焼却と埋却に時間を要したこと、２つ目は資材の不足である。

**１）焼却及び埋却**

令和２年度、殺処分は14日間で終了したものの、埋却完了までは50日間もの日数を費やした（図４）。これは、周辺住民の反対により埋却予定地を使用することができず、代替の土地の確保に難航したことが原因であった。また、発生が相次いだことにより、焼却処理量が大量となり時間を要した。この経験から、HPAI発生に備えて埋却地情報の収集と焼却施設の確保の重要性が再認識された。

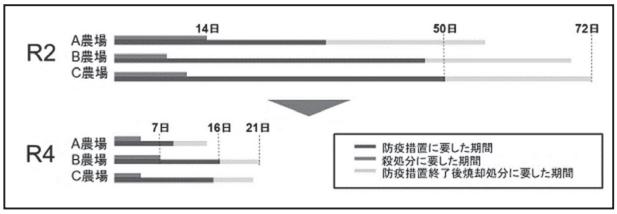


図４　防疫作業日数の比較

埋却地の事前確認への取組みとして、令和３年度から県農業事務所と連携し、埋却地の現地調査を実施している（図５）。地盤状況に精通した農業事務所の専門的な助言を得ながら、より現状に即した問題点を把握することが可能となった。

図５　県農業事務所と連携した埋却地調査

埋却地調査や令和２年度の経験から、３農場のある水田地域は地下水位が高く、深く掘ると水が出る恐れがあるという問題点があった。そこで、埋却溝の深さを約1mとし、埋却地の作業動線や埋却方法を整理し、防疫計画に反映した。

これらの取組により、令和４年度発生時は、埋却溝の深さ約1mという悪条件でも、速やかに埋却対応を実施することができた（図６）。

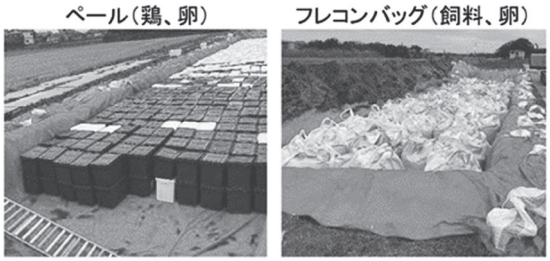


図６　水田地域における埋却

また、焼却について、令和２年度発生時に３農場が利用した焼却施設は５施設だったが、焼却施設の利用拡大に向け、市町村や民間施設と調整を重ねた結果、令和４年度では７施設に増加した。現在は、県として公営11施設、民間６施設の計17施設の利用が可能である。

**２）資材**

令和２年度の課題の２つ目は、資材の不足である。特にペールは、県内の11事例の発生に加え、全国的なHPAIの大発生や新型コロナウイルス感染症の影響により供給が不足した。

発生に備えた資材確保のために、資材の備蓄拠点を４施設から６施設に増やした。養鶏密集地域に新たに設置した備蓄拠点にはペールを備蓄しており、令和２年度以前のペールの備蓄は、県全体として約15,000個だったが、約50,000個に増量した。これは50万羽規模の殺処分に対応している（図７）。

図７　養鶏密集地域に新設した備蓄拠点

**５．まとめ及び今後の課題**

防疫措置を迅速に完了させるためには、事前の準備が大切である。令和４年度は令和２年度と比較して迅速に防疫措置を完了させることができたのは、防疫計画の随時更新、埋却地の確保、焼却施設の利用拡大、防疫資材の備蓄等の取組が功を奏したものと考えられる。今後は、発生リスクの高い地域における発生予防の管理指導が課題である。

HPAIの発生予防にむけては、定期的な農場巡回による飼養衛生管理の指導を引き続き実施していくとともに、鶏舎の入気口対策などの飼養衛生管理基準項目以外の対策についても取り組んでいく。具体的には、ドローンを活用した鶏舎の入気口の確認や埋却地の現地調査を実施している。

また、県は野鳥のモニタリング検査を実施しているが、令和３年度から調査地点を、匝瑳市を含めた５か所に拡大しており、今後も継続していく予定である。さらに、養鶏地帯の匝瑳市では生産者の自衛防疫組織が主体となり、発生地域の池や川にテグスの設置を進めている。家畜保健衛生所としても勉強会等の機会を通じて、飼養衛生管理やHPAIに関する情報提供等の支援を続けていく。

## ☆ 家畜衛生レポート（山形県）

山形県最上家畜保健衛生所

**１　管内の概要**

こんにちは、山形県最上家畜保健衛生所です。前回の投稿（令和２年度）から５年ぶりの投稿となります。当所が管轄する最上地域は、県北東部に位置し、８つの市町村で構成されています。総面積は約1,800㎢で大阪府や香川県とほぼ同じ広さです。基幹産業は農業で、水稲、野菜に加え畜産業も盛んです。

| 出荷月齢（月） | 枝肉重量（kg） | ロース芯面積（㎠） | バラ厚（cm） | 皮下脂肪厚（cm） | 歩留基準値（%） | ＢＭＳ No. | 肉質等級 4・5 割合 | MUFA ランク※ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 30.4 ±1.4 | 552 ±62 | 80.5 ±13.0 | 9.6 ±1.1 | 2.7 ±0.9 | 77.0 ±2.1 | 10.0 ±1.8 | 100% | H |

平均値 ±標準偏差　　※：脂肪酸育種価（令和６年 ７月評価）

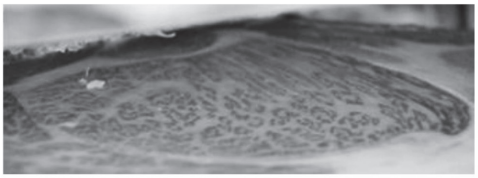

丸藤３産子のロースの状況（BMS. No12）

出典：畜産もがみ第 50 号

BLV対策に係る関係者との巡回指導

## ２　管内の主な家畜の飼養状況

最上地域は、県内の黒毛和種繁殖牛の約３割が飼養されており、肉牛の改良にも熱心なことで知られています。昨年デビューした種雄牛「丸藤３」も当地域で生産され、本県の和牛振興への貢献が期待されています。

また、養豚農場は３戸と戸数は少ないものの全て大規模の法人経営で、肉用鶏では県内飼養羽数の50％以上を占める県内最大規模の農場が所在しています。

## ３　組織体制

本県の家畜保健衛生所は、県内４地域（村山、最上、置賜、庄内）にそれぞれ設置されており、当所は、平成13年度の組織再編により、最上家畜保健衛生所との併設として、最上総合支庁内に家畜保健衛生課として設置され、現在に至っております。所長を含む７名の獣医師で、生産者や関係者との距離感の近さを活かしながら、衛生事業、防疫事業および病性鑑定等の業務を行っています。

## ４　当所の取り組み

【牛伝染性リンパ腫対策の支援】

当所では、平成24年以降、19戸に対して牛伝染性リンパ腫対策の支援を実施しており、農場内の水平感染防止や越夏前後の抗体および血中のウイルス遺伝子量の検査データを基に本病の対策を指導してきました。その結果、多くの農場で本病の清浄化や陽性率の大幅な減少を達成できました。今後も農場の本病対策を支援していきたいと考えています。

【危機管理体制の整備】

特定家畜伝染病の発生に備え、防疫作業に従事する動員者を対象に防疫演習を毎年開催しています。例年９月以降に発生農場の作業に従事する動員者を対象とした演習を開催し、11月以降に車両消毒に従

事する動員者を対象とした演習を開催してきましたが、昨年からは前者の防疫演習を７月に前倒しで開催しています。この演習では、座学研修、個人防護具（PPE）の着脱、防疫作業の手順の確認や殺処分の模擬訓練、リーダーから動員者への指示・情報伝達方法の確認を行っています。本県でも過去に高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生が認められ、防疫作業を経験していることから、家保職員のみならず一般職員も一人一人が危機意識をもって演習に参加している状況です。

【防疫演習】豚熱発生時の殺処分の訓練

## ５　おわりに

管内の状況や当所の取り組み等をご紹介してきました。今後も生産者や関係者との連携を密にし、家畜衛生の推進に努めていきたいと思います。

最後になりますが、山形県は、果樹生産が非常に盛んなことも特徴で、特に　今年は、本県でサクランボや西洋梨などの果樹栽培が始まってから150周年となる節目の年です。全国１位の生産量を誇るサクランボに続き、これからモモ、　ブドウ、スイカ、西洋梨、リンゴなどの果樹の生産が続きます。是非、本県にお立ち寄りいただき、豊かな自然や食文化を堪能いただければ幸いです。

**通　信**

牛の個体識別番号に基づくトレーサビリティ制度は、平成13年のBSEの国内発生を契機に確立され、BSEが確認された際の対応の基礎情報として、また牛肉流通における個体識別情報の提供を促進して畜産や関連産業の発展と消費者の利益増進を図っています。スーパーや精肉店の牛肉に個体識別番号が表示され消費者が確認できるのも、疾病対策に牛の生まれ育った場所や由来を活用するのも、生産段階から流通段階まで個体情報が正確に伝達されていることが不可欠です。先日、東北農政局の立入り検査により、牛トレサ法に基づく耳標の装着や個体情報の管理、届出を適切に実施していなかった岩手県内の農場に対し、同法に基づき適正な届出を行うことを求め適切な個体管理や届出の実施について指導するとともに、その旨を公表しました。牛肉に対する消費者の信頼を確保するため、違反行為には厳格に対処することが重要です。一方で、届出の利便性を向上させる観点から届出webシステムの活用を推進しています。引き続き、関係者の皆様には適切な制度運用についてご理解とご協力を賜りますようお願いします。

毎週月曜日発行

家　畜　衛　生　週　報

編集・発行：農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課、動物衛生課
☎03（3502）8111　内線 4581
〒100－8950　東京都千代田区霞が関１－２－１